

事 務 連 絡
令 和 3 年 5 月 31 日

各

都 道 府 県
保 健 所 設 置 市
特 別 区

 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局
食 品 基 準 審 査 課
食 品 監 視 安 全 課
生 活 衛 生 課
医 薬 品 審 査 管 理 課
監 視 指 導 ・ 麻 薬 対 策 課

新型コロナウイルス感染症の発生に伴う食品添加物製剤たる高濃度エタノール製品の使用について

手指消毒用エタノール以外の高濃度エタノール製品を用いた手指消毒については、「新型コロナウイルス感染症の発生に伴う高濃度エタノール製品の使用について（改定（その2））」（令和2年4月22日付け厚生労働省医政局経済課、医薬・生活衛生局医薬品審査管理課、医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課連名事務連絡。以下「令和2年4月22日事務連絡」という。）において医療機関等における取り扱いが周知されているところです。この趣旨を踏まえ、食品等に関連する施設、店舗等において、食品等事業者が食品添加物製剤たる高濃度エタノール製品（以下「食品添加物エタノール製品」という。）を使用する際の取扱いを下記のとおりとしますので、食品等事業者又は関係団体等に対し、必要に応じて周知方を願います。

下記の取扱いについては、新型コロナウイルスの感染者が増加している状況に鑑みた臨時的・特例的な対応であり、今後の流行状況の変化等を踏まえ、取扱いを変更・廃止する際には、厚生労働省からその旨を連絡するので、ご留意いただくようお願いいたします。

なお、本事務連絡に従った対応が、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）の規制を受けるものではないことを申し添えます。

記

1. 食品等に関連する施設、店舗等において、やむを得ない場合に限り、令和2年4月22日事務連絡中記2における（ア）及び（イ）の要件を満たす食品添加物エタノール製品を、食品等事業者の責任において手指消毒用エタノールの代替品として用いることは差し支えないこと。
2. 食品等に関連する施設、店舗等において、手指消毒用エタノールの代替品として用いるために食品添加物エタノール製品を設置する場合に、「本品は医薬品や医薬部外品ではありませんが、消毒用エタノールの代替品として、手指消毒に使用することが可能です。」のような内容を、食品等事業者の責任において表示することは差し支えないこと。